

四日には最早皆無となり、且つ毎日支拂ふべき賃金の支拂も爲さざる状態にて、稼働者一回の不安甚しく尚數回に亘り右調停者より白米の支給を受けつゝ善後策協議中遇々二十八日朝坑主が歸來したので、日本石炭坑夫組合指導の下に同日次の要求書を提出せり。

十、要求事項並に經過

要求書

- 1、前回争議解決條件を實行せられたし
- 2、不拂賃金（三百二十二圓五十錢）即時支拂はれたし
- 3、他坑への轉坑料を支給せられたし
- 4、休業中の日給並に費用を支給せられたし
- 5、本炭坑を他人に譲渡する場合は貸金（約千五百圓あり）を棒引すること。

2

從來の稼働者は引續き使用すること

右要求に對し坑主は第三項を除くの外大体に於て之を容認したるも、金策成らずして賃金の支拂不可能となりたる爲稼働者一回は妻子を伴ひ三々伍々坑主宅に集合不穩の空氣を示すに至つたが警察當局の注意に依り一回退散し事なきを得たるも、争議團代表約二十名は同夜坑主宅階下に泊り込み其の解決を待つが如き状態となつたので事態を憂へた調停者（前回同様）微宵の奔走の結果遂に翌二十九日夜に至り東京佐久間鐵業所宮坂與三郎に本炭坑を譲渡することとなり急轉直下左の通り解決せり。

十一、解決條件

- 1、坑主は金四千圓にて直方炭坑を宮坂與三郎に譲渡すると（山一鐵業所と改名）

3